

教私第1714号
令和3年7月9日

府内私立専修学校（一般課程、専門課程）設置者、校長 様
府内私立各種学校（外国人学校を除く）設置者、校長 様

大阪府教育庁私学課長

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた取組みについて（依頼）

日ごろから、本府私学行政へのご理解・ご協力をいただきお礼申し上げます。

また、新型コロナウイルス感染症に対する取組みにつきましても、ご協力いただき誠にありがとうございます。

昨日7月8日、国において、大阪府の「まん延防止等重点措置を実施すべき期間」が延長されたことを踏まえ、第55回大阪府新型コロナウイルス対策本部会議を開催し、7月12日から8月22日までのまん延防止等重点措置に基づく要請（府有施設を含む）を決定いたしました。

現在、新規陽性者数が20・30代を中心に増加傾向にあり、感染拡大の兆候が見られています。今後、変異株による感染の急拡大が懸念され、感染予防対策の実施がますます重要となります。

つきましては、本会議で決定された下記内容や、別添チラシによる感染予防対策の継続について、教職員の皆さまにご理解、ご協力をいただくとともに、生徒の皆さまに強く呼びかけていただきますよう、よろしく願いいたします。

記

1. 生徒への呼びかけ

- 発熱等の症状がある生徒は、登校や活動参加を控えるよう、周知徹底すること
- 生徒に対し、以下の行動の自粛を徹底すること
 - ・ クラスター発生のリスクがある、部活動、多人数が接触する活動及び前後の会食
 - ・ 旅行（合宿を含む）や自宅、友人宅での飲み会
- 学生寮における感染防止策などについて、生徒に注意喚起を徹底すること

2. 府民への呼びかけ

- 不要不急の外出は自粛すること
- 不要不急の都道府県間移動、特に緊急事態措置区域との往来は、極力控えること
- 感染対策が徹底されていない飲食店等の利用を自粛すること

- 営業時間短縮を要請した時間以降、飲食店にみだりに出入りしないこと
- 4人以下(※1)のマスク会食(※2)の徹底
- 路上、公園等における集団での飲食は自粛すること
- 少しでも症状がある場合、早めに検査を受診すること
- ※1 家族や乳幼児・子ども、高齢者、障がい者の介助者などはこの限りでない
- ※2 疾患等によりマスクの着用が困難な場合などはこの限りでない

3. 要請期間

7月12日～8月22日

【添付文書】

- ・まん延防止等重点措置に基づく要請
- ・【啓発チラシ】感染拡大の兆候について

【本文書の発出元】

大阪府教育庁私学課 専各振興グループ
江藤、村田 (06-6941-0351 内線 4862)

【本要請内容についてのお問い合わせ先】

大阪府危機管理室災害対策課 健康危機事象対策チーム
柴田、工藤、新井 (06-6941-0351 内線 4947、4948)